



第14号様式（第8条関係）
(その1)

収支報告書

令和 3 年分
(令和 年月 日開催分)

- 1 政治団体の名称 日本共産党まつさき真琴後援会
- 2 主たる事務所の所在地 鹿児島市吉野町 6039-96
- 3 代表者の氏名 松崎達郎
- 4 会計責任者の氏名 山口広延

事務担当者の氏名 山口広延
(電話) 099-257-5333

(電話) _____

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
公職の種類 _____	
資金管理団体の届出をした者の氏名 _____	
資金管理団体の指定の期間	
令和 年 月 日 から	令和 年 月 日 まで

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/>	政黨の支部
<input type="checkbox"/>	政治資金団
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第18条の2
<input checked="" type="checkbox"/>	第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/>	その他の政團体
<input type="checkbox"/>	その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/>	2以上の都道府県の区域等
<input checked="" type="checkbox"/>	同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体
<input checked="" type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 <u>まつさき真琴</u>	
公職の種類 <u>衆議院議員(候補者等)</u>	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 3 年 7 月 29 日 から	令和 3 年 12 月 31 日 まで

(その2)

収支の状況

前年の報告書を確認のうえ記載すること。
繰越のない場合は「0」とすること。

1 収支の総括表

収入総額	A (①+②)	十億	百万	千	7	0	0	円
(前年からの繰越額)	①					6	7	0
(本年の収入額)	②						0	
支出総額	B						0	
翌年への繰越額	A-B					6	7	0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金額	十億	百万	千	円
員 数 (党費又は会費を納入した実入数を記載すること)				

(2) 寄附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金額						備考
(ア) 個人からの寄附		十億	百万	千	円		
[うち特定寄附]							
(イ) 法人その他の団体からの寄附							内訳は(その7)へ
(ウ) 政治団体からの寄附							
小計 (ア) + (イ) + (ウ)							
[寄附のうにちょるもの]							内訳は(その8)へ
イ 政党匿名寄附							内訳は(その9)へ
合計 (ア + イ)							

→ 法人その他の団体が構成員として負担する「党費」又は「会費」は、政治資金規正法では、寄附として取扱われるため、本欄ではなく、寄附の欄に記載すること。

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金銭信託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有価証券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

- (備考) 1 項目ごとの資産の有無について、「□」内に「☑」を記入すること。
 2 「有」に記入した場合、項目別に様式(その18)に内訳を記載すること。

宣誓書

添付書類(別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであつて、眞実に相違ありません。

令和4年8月25日

政治団体の名称 日本共産党まつざき真琴後援会

会計責任者の氏名 山口玄延

代表者の氏名(解散団体のみ)

- (備考) 1 会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

政治資金監査報告書

令和4年8月25日

日本共産党まつざき真琴 後援会
代表 松 崎 達 朗 殿

登録政治資金監査人 七瀬谷安夫

登 錄 登 号 第 5 2 1 8 号

研修修了年月日 平成29年8月25日

1. 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、日本共産党まつざき真琴後援会の令和3年に係る法第12条第1項に規定する收支報告書（※1）のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を微し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国會議員関係政治団体の会計責任者の作成又は微取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を微し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

- (4) この政治資金監査は、日本共産党まつざき真琴後援会の主たる事務所において行った。

2. 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を微し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国會議員関係政治団体に係るその年ににおける支出の状況が記載され、かつ、当該国會議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、会計帳簿、明細書、領収書等、領收書等を徵し難かつた支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徵し難かつた支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載された。

3 業務制限

日本共産党まつざき真琴後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、日本共産党まつざき真琴後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上